



# info 13 後期高齢者医療制度

## 令和5年度の後期高齢者医療の保険料について

令和4年度からの保険料率に変更はありません。令和5年度の保険料額決定通知書は7月中に送付します。

秋田県の  
一人当たりの保険料

年間保険料額  
(限度額66万円)  
※100円未満切り捨て

=

均等割額

被保険者一人当たり  
44,310円

+

所得割額

(総所得金額など-43万円)  
×8.27%

## 令和5年度の保険料軽減措置について

後期高齢者医療制度では、所得の低い世帯の方の保険料を軽減する次のような措置が設けられています。

均等割の軽減	世帯主および被保険者の総所得金額などが下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
	43万円 + (給与・年金所得者など※の数 - 1) × 10万円	7割	13,293円
	43万円 + (給与・年金所得者など※の数 - 1) × 10万円 + 29万円 × 世帯の被保険者数	5割	22,155円
	43万円 + (給与・年金所得者など※の数 - 1) × 10万円 + 53万5千円 × 世帯の被保険者数	2割	35,448円

※給与・年金所得者などとは、次のいずれかを満たす方です。→ ①一定の給与と所得者(給与収入55万円超)、②公的年金などに係る所得を有する方(公的年金などの収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で125万円超)

**会社の健康保険などの被扶養者であった方の軽減**  
後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被扶養者であった方で、制度加入後2年を経過していない方は、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません(所得が少ない方は、7割軽減となります)。

**注意**  
※国民健康保険または国民健康保険組合に加入していた方は、軽減措置の対象になりません。  
※令和5年4月1日時点で、制度加入後2年を経過している方の均等割額は、世帯の所得によって軽減判定されます。

## 令和5年度の被保険者証の更新について

新しい「被保険者証(緑色)」を7月中に送付しますので、8月1日からはそちらをお使いください。

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」をお持ちの方へ

昨年度に引き続き対象となる方には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」(有効期間はどちらも8月1日から)を7月に被保険者証と一緒に送付します。

過去に交付を受けていない方には送付されませんので、各認定証が必要な方は「市民課国保年金班または各総合支所」で申請をしてください。

医療費通知について

これまで年3回、秋田県後期高齢者医療広域連合より発行されていた医療費通知が、年2回の発行に変更されます。(発送時期 第1回目:令和6年1月中旬(令和5年1月~令和5年10月診療分)、第2回目:令和6年2月下旬(令和5年11月~令和5年12月診療分))

問 市民課国保年金班 (☎55-8164) または各総合支所